

理事、監事、評議員の報酬等の支給基準

社会福祉法人 年長者の里

第1章 総 則

(目的)

第1条 本基準は、社会福祉法人年長者の里の理事、監事、評議員の報酬等の支給基準について定めるものである。

(報酬等の定義)

第2条 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

第2章 理事の報酬等の支給基準

(理事の報酬支給基準)

第3条 常勤理事の報酬については、評議員会が役職に応じた1人当りの報酬支給額の上限額を定め、各常勤理事の具体的な報酬支給額は理事会で定める。ただし、当法人の職員として雇用されている者には報酬を支給しない。また、報酬は毎月、銀行振込みによって支給する。

2 非常勤理事の報酬については、理事会及びその他の重要会議に出席した場合、出席1回につき10,000円に源泉徴収税額を加えた額の報酬を出席の都度現金で支給する。1人当りの報酬支給額の上限額は評議員会で定める。

3 理事全員に対する報酬支給総額の上限額は評議員会で定める。

(理事の退職手当支給基準)

第4条 常勤理事に対し、退職時の月例報酬に在職年数に応じた別表の退職手当支給率を乗じて算出した額を上限に退職手当を支給することができる。ただし、評議員会が1人当りの退職手当支給額の上限額を定める。また、退職手当の具体的な金額は理事会が決定し、銀行振込みによって支給する。なお、当法人の職員として雇用されている者には退職手当を支給しない。

2 非常勤理事に対し、退職手当は支給しない。

(理事の賞与その他支給基準)

第5条 理事に対し、賞与その他の支給はしない。

第3章 監事の報酬等の支給基準

(監事の報酬支給基準)

第6条 常勤監事の報酬については、評議員会が1人当りの報酬支給額の上限額を定め、各常勤監事の具体的な報酬支給額は評議員会で定める。また、報酬は毎月、銀行振込みによって支給する。

2 非常勤監事の報酬については、監事が、監事監査に従事した場合、1日につき20,000円に源泉徴収税額を加えた額の報酬に従事の都度現金で支給する。また、理事会及びその他の重要会議に出席した場合、出席1回につき10,000円

に源泉徴収税額を加えた額の報酬を出席の都度現金で支給する。1人当りの報酬支給額の上限額は評議員会で定める。

3 監事全員に対する報酬支給総額の上限額は評議員会で定める。

(監事の退職手当支給基準)

第7条 監事に対し、退職手当は支給しない。

(監事の賞与その他支給基準)

第8条 監事に対し、賞与その他の支給はしない。

第4章 評議員の報酬等の支給基準

(評議員の報酬支給基準)

第9条 評議員の報酬については、評議員が、評議員会及びその他の重要会議に出席した場合、出席1回につき10,000円に源泉徴収税額を加えた額の報酬を出席の都度現金で支給する。

2 評議員1人当りの報酬支給額の上限額は評議員会が定める。

3 評議員全員の報酬支給総額の上限額は定款で定める。

(評議員の退職手当支給基準)

第10条 評議員に対し、退職手当は支給しない。

(評議員の賞与その他支給基準)

第11条 評議員に対し、賞与その他の支給はしない

第5章 その他

(評議員会の承認)

第12条 本支給基準の制定、改廃については、評議員会の承認を受けなければならない。

(情報の公開)

第13条 本支給基準は、評議員会の承認を受けたとき、インターネットにより公開しなければならない。また、毎会計年度終了後3月以内に当基準を記載した書類を5年間その主たる事務所に備え置かなければならない。

附則

(理事・監事・評議員報酬規程の廃止)

1. 平成29年6月27日、本基準の制定に伴い、平成13年1月6日施行の社会福祉法人年長者の里役員等の報酬、費用弁償に関する規程及び平成28年4月1日施行の社会福祉法人年長者の里理事・監事・評議員報酬規程は廃止する。

(施行期日)

1. 平成29年6月27日 (当基準制定)

別表 退職手当支給率

在職年数	支給率
5年未満	10
5年以上10年未満	12
10年以上15年未満	14
15年以上20年未満	16
20年以上25年未満	18
25年以上	20

以上